

# 令和3年度に個人市民税・県民税が変わります

問合せ 市民税課 ☎33-4107

個人市民税・県民税とは、1月1日に住んでいる市町村に納める税で、「住民税」とも呼ばれています。  
 今回は令和3年度（令和2年1月1日から12月31日の間に得た収入）の住民税から適用される主な改正点をお知らせします。詳しくは市ホームページを確認または市民税課に尋ねてください。  
 ※令和3年2月から住民税の申告相談会を実施します。日程や会場は、広報やつしろ2月号を確認ください。



(表3)

年齢区分	公的年金等控除額				
	公的年金等の収入金額	改正前 (令和2年度以前)	改正後（令和3年度以降）		
			公的年金等の雑所得以外の所得に関する合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
65歳以上	330万円未満	120万円	110万円	100万円	90万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25% +37万5,000円	収入金額×25% +27万5,000円	収入金額×25% +17万5,000円	収入金額×25% +7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15% +78万5,000円	収入金額×15% +68万5,000円	収入金額×15% +58万5,000円	収入金額×15% +48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5% +155万5,000円	収入金額×5% +145万5,000円	収入金額×5% +135万5,000円	収入金額×5% +125万5,000円
	1,000万円以上		195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円
65歳未満	130万円未満	70万円	60万円	50万円	40万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25% +37万5,000円	収入金額×25% +27万5,000円	収入金額×25% +17万5,000円	収入金額×25% +7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15% +78万5,000円	収入金額×15% +68万5,000円	収入金額×15% +58万5,000円	収入金額×15% +48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5% +155万5,000円	収入金額×5% +145万5,000円	収入金額×5% +135万5,000円	収入金額×5% +125万5,000円
	1,000万円以上		195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

(表1) ( )は所得税における控除額

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前 令和2年度以前	改正後 令和3年度以降
2,400万円以下		43万円 (48万円)
2,400万円超 2,450万円以下	33万円 (38万円) 所得制限なし	29万円 (32万円)
2,450万円超 2,500万円以下		15万円 (16万円)
2,500万円超		適用外

① 基礎控除の改正(表1)  
 (1) 令和3年度以降の基礎控除が10万円引き上げられます。  
 (2) 合計所得金額に応じて控除額が減少し、合計所得金額が2500万円を超える場合は適用外とされます。

② 給与所得控除の改正(表2)  
 (1) 令和3年度以降の給与所得控除が一律10万円引き下げられます。  
 (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。

③ 公的年金等控除額の改正(表3)  
 (1) 令和3年度以降の公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。  
 (2) 公的年金等の収入金額が1000万円を超える場合の控除額については、195万5000円の上限が設けられます。  
 (3) 公的年金などの雑所得以外の所得に関する合計所得金額が1000万円を超える場合は控除額を見直し後の控除額から一律20万円、引き下げられます。

(表2)

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前 (令和2年度以前)	改正後 (令和3年度以降)
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 18万円	収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 54万円	収入金額×20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 120万円	収入金額×10% + 110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

④ 所得控除適用範囲の改正  
 (1) 同一生計配偶者と扶養親族の前年の合計所得金額要件が48万円（現行38万円）に引き上げられます。  
 (2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の所得金額要件を48万円超133万円以下（現行38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分がそれぞれ、10万円引き上げられます。  
 (3) 勤労学生の前年の合計所得金額要件が75万円以下（現行65万円以下）に引き上げられます。

⑤ 非課税の範囲の改正  
 (1) 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件が135万円以下（現行125万円以下）に引き上げられます。  
 (2) 均等割非課税限度額・所得割非課税限度額の改正  
 『均等割非課税限度額』  
 28万円×(扶養親族数+本人1)+16万8000円+10万円  
 ※扶養親族がない場合の均等割非課税限度額は28万円+10万円  
 『所得割非課税限度額』  
 35万円×(扶養親族数+本人1)+32万円+10万円  
 ※扶養親族がない場合の所得割非課税限度額は35万円+10万円

令和2年7月豪雨の被災者の方へ

## 市税（固定資産税・市県民税・国民健康保険税）が減免されます。

申請期限 令和3年3月31日  
 市税の減免については、各担当課まで相談ください。  
 詳細は、広報やつしろ災害臨時号vol.5に掲載しています。

固定資産税に関する問合せ  
 資産税課  
 ☎33-4108

市県民税に関する問合せ  
 市民税課  
 ☎33-4107

国民健康保険税に関する問合せ  
 国保ねんきん課  
 ☎33-4113